【情報提供】
住宅の修理などに関するトラブルにご注意ください ！

住宅修理などに関し、「保険が使える」と言って勧誘する業者とのトラブルが増加しています。このような勧誘については、住宅の修理業者や、保険金請求代行業者（以下「業者」）と契約する前に、ご契約の**保険会社または取扱代理店へご相談ください。**

1. 業者を利用してしまうと・・・

① 手続にあたり手数料を請求される場合があります。

② 保険金詐欺等の不適切な保険金請求に関与してしまうおそれがあります。

2. 保険金請求はご契約者ご自身で行うことができます

保険事故の内容によって、提出書類は異なりますが、特に難しい手続ではありません。一般的に軽微な事故では、保険金請求書に事故状況、損害品、口座情報などをご記入いただき、損害見積、写真、裏付け資料などをご提出いただくケースがほとんどです。

※ 大きな事故（火災）や、いただいた資料が不足しているケースなどでは、鑑定人がお伺いして調査を行い、罹災証明書等のご提出をお願いする場合があります。

3. 詐欺に加担してしまう場合とは？

業者は巧みな言葉で勧誘してきます。例えば、下記のような案内をして不正に保険金を請求しようとします。

(例) 「被害判断から保険金の請求まで、すべてこちらにお任せください ！」

→ 保険会社または取扱代理店にご相談ください。

「報酬金は支払われた保険金で対応できるので手数料の心配はありません ！」

→ 適正な保険金請求では手数料はかかりません。

「今壊れている部分も保険金請求できますよ ！」

→ 保険の対象となる損害は、契約内容や事故の状況によって異なります。

その他、「プロの専門家があなたの保険金を最大化します」といった広告などで、お客さまを誘導する業者もあります。

4. 日本損害保険協会のお知らせ

日本損害保険協会のホームページでは、注意喚起のお知らせを掲示していますので、参考にしてください。

住宅の修理などに関するトラブルにご注意｜日本損害保険協会（sonpo.or.jp）